

18歳選挙権伝道師委嘱要領

福井県選挙管理委員会

(目的)

第1条 選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法改正により、平成28年夏に予定される参議院議員通常選挙では、現在の高校3年生および高校2年生の一部が選挙権を有することになる。

新たに有権者となる若年層に対し、民主主義の根幹である選挙の意義等の十分な理解を進めることが必要であることから、高等学校等が行う主権者教育に際し、公職選挙法の知識を有する選挙管理委員会書記を派遣することにより、今回の法改正の内容を正しく理解してもらい、政治参加意識の向上を図ることを目的として、18歳選挙権伝道師(以下、「伝道師」という。)を置く。

(伝道師の委嘱)

第2条 伝道師は、次に掲げる者のうちから福井県選挙管理委員会委員長が委嘱する。

- (1) 市町選挙管理委員会書記のうち、原則として事務局経験年数が2年目以上の書記(過去、参議院議員通常選挙の投開票作業を経験していること。)で、市町選挙管理委員会委員長が推薦する者
- (2) 福井県選挙管理委員会書記
- (3) 前2号に掲げる者の他、福井県選挙管理委員会委員長が必要と認める者

(任期)

第3条 伝道師の任期は、平成28年7月25日(平成28年改選の参議院議員任期満了日)までとする。

ただし、選挙管理委員会書記でなくなった時は、書記としての任期までとする。

(任務)

第4条 伝道師は、県内の高等学校等で行う18歳選挙権出前講座、明るい選挙出前塾および主権者教育の授業等に参加して、福井県選挙管理委員会および担当教諭の要請に応じ、18歳選挙権に関する適切な指導、助言等を行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月18日から施行する。

18歳選挙権伝道師名簿

平成27年8月18日現在

福井県内の県・市・町選挙管理委員会				
氏名	所属	役職	所在地	電話番号
1 内田 敏明	福井県	書記長補佐	福井市大手3丁目17-1	0776-20-0357
2 三屋 博紀		書記		
3 時岡 寛生		書記		
4 塚田 長嗣		書記		
5 上田 泰弘	福井市	書記	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5545
6 定本 明久		書記		
7 夏井 竜一		書記		
8 藤本 努	敦賀市	書記	敦賀市中央町2丁目1-1	0770-22-8101
9 松見 一彦	小浜市	書記長補佐	小浜市大手町6-3	0770-53-1111 (内線352)
10 坂井 圭	大野市	書記	大野市天神町1-1	0779-66-1111 (内線2711)
11 谷内 英之	勝山市	書記	勝山市元町1丁目1-1	0779-88-1111 (内線378)
12 笠嶋 忠輝	鯖江市	書記	鯖江市西山町13-1	0778-53-2200
13 清水 豊明		書記		
14 渡辺 留理子		書記		
15 谷川 聡志	あわら市	書記	あわら市市姫三丁目1-1	0776-73-8004
16 見延 政和	越前市	書記次長	越前市府中一丁目13-7	0778-22-3013
17 八杉 茂樹	坂井市	書記長補佐	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3015
18 尾山 敏弘		書記		
19 多田 和憲	永平寺町	書記長補佐	吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4	0776-61-3941
20 三上 敏晴	池田町	書記	今立郡池田町稲荷35-4	0778-44-8003
21 谷口 英博	南越前町	書記	南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8000
22 喜村 高洋		書記		
23 清水 拓郎	越前町	書記	丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-8700
24 武田 治和	美浜町	書記	三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6700
25 竹中 宏至	高浜町	書記	大飯郡高浜町宮崎71-7-1	0770-72-7700
26 前田 茂善	おおい町	書記	大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-1111 (内線213)
27 澤 啓史	若狭町	書記	三方上中郡若狭町中央1-1	0770-45-9109

【18歳選挙権伝道師とは】

選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法改正で、新たに有権者となる高校生に対し、今回の法改正の内容を正しく理解してもらい、初選挙に臨んでもらえるよう、県内高等学校等で行う「18歳選挙権出前講座」の講師等として福井県選挙管理委員会委員長が委嘱した者（伝道師の意味：物事の良さを人に伝えて広める人）

※ 各校におかれては、今後、主権者教育を行うにあたり、平成28年執行の参議院議員通常選挙や選挙運動等、公職選挙法の内容で疑問点等がありましたら、県(0776-20-0357)または最寄りの市町の18歳選挙権伝道師にお問い合わせください。